

入札公告

下記の建設工事について、次のとおり総合評価方式による一般競争入札を行うので、伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）第75条の規定に基づき公告する。

令和元年10月23日

伊賀市上下水道事業管理者 北山 太加視

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約番号 2019001307
- (2) 工事名 令和元年度 農業集落排水施設整備事業 山田南地区
富岡舗装復旧工事（その1）
- (3) 工事場所 伊賀市 富岡 他 地内
- (4) 工事概要 <土工> 床掘 V=280m³、残土運搬 V=280m³
<舗装工> 基層工 A=1069m²、表層工 (1.4≤w≤3.0) A=3500m²
表層工 (3.0<w) A=3637m²、表層工 (歩道部) A=173m²
不陸整正 A=7310m²、路盤工 (RM-30) A=2212m²
路盤工 (RC-40) A=61m²
<撤去工> 舗装切断 L=492m、仮復旧撤去工 A=2160m²
影響幅撤去工 A=5152m²、殻運搬処分 V=370m³
切断汚泥処分 N=4 t
<付帯工> 区画線工 実線 150 L=555m、区画線工 破線 150 L=208m
区画線工 実線 450 L=45m、区画線工 実線 300 L=31m
交通誘導員 N=1 式
- (5) 工事期間 契約の日から 令和2年2月28日まで
- (6) 失格基準価格 設定有
- (7) 工事担当課 上下水道部 下水道課

2 総合評価に関する事項

- (1) 総合評価方式の種類 特別簡易型
- (2) 評価値の算出方法

除算式とし、下記の式により算出する。

ただし、当該入札価格が伊賀市低入札価格調査試行要領第3条に規定する低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）に100分の101を乗じて得た額（以下「評価限度額」という。）を下回る場合は、評価値を評価限度額で除して得た数値を、当該入札者の総合評価値とする。

$$\text{『評価値} = \text{[標準点 (100点) + 加算点 (12点)]} \div \text{入札額} \times 10,000,000\text{』}$$

※小数点第五位未満切り捨て

- (3) 落札者の決定方法

予定価格と失格基準価格の制限の範囲内で、評価値の最も高い者を落札者とする。

※入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。

※調査対象者に対しては、伊賀市低入札価格調査試行要領第8条第2項各号に掲げる資料を3部作成し、原則として開札日の翌日から起算して3日以内（伊賀市の休日を定める条例に規定する休日を除く）に提出を求めるものとする。

- (4) 評価項目等 別紙評価項目一覧のとおり
- (5) 提出する評価資料 価格以外の評価点申告書【ガイドライン様式第4号】
 ※事後審査を実施するため、落札候補者となった者は通知を受けた日の翌日の16時30分までに価格以外の評価点証明資料提出書【ガイドライン様式第6号】、配置予定技術者届出書（工事・事後審査用）【ガイドライン様式第6-2号】及び添付書類を提出すること。
- (6) 評価資料の提出方法 入札書及び内訳書を入れ封入・封緘した内封筒とともに、外封筒に（5）に記載の資料を同封し封入・封緘する。
 ※低入札価格調査を辞退する場合は、伊賀市低入札価格調査試行要領第7条第2項に規定する低入札価格調査辞退届（様式第1号）を外封筒に同封すること。
- (7) 評価資料の提出締切 入札書到着期限と同じ

3 参加資格に関する事項

公告日現在、伊賀市会計規則第86条第2項に規定する入札参加資格者名簿の舗装工事に登録されている者で、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者
- (4) 公告から入札までの期間において、伊賀市又は三重県で指名停止等を受けていない者（ただし、伊賀市において指名停止を受けた場合、伊賀市の措置期間が終了した時点から申請可）
- (5) 建設業法等法令、規則に違反していない者
- (6) 本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者でないこと。
 本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者とは、次に該当する者とする。
 - ア 本工事の設計業務の受託者
 - イ 受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者
 - (ア) 本工事の設計業務の受託者の発行済株式総数の50%を超える株式を保有し、又はその出資の総額の50%を超える出資をしている建設業者
 - (イ) 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (7) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務、及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除く。以下、当該3保険を「社会保険等」という。）。
- (8) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による舗装工事について特定建設業の許可を受けた者（ただし、下請契約が4,000万円未満の場合は、一般建設業の許可でも可）
- (9) 経営規模等評価結果通知書の審査基準日が平成30年4月30日以降の者
- (10) 次の①、②のいずれかに該当するもの
 - ① 伊賀市内に本店を有する者で、伊賀市建設工事等発注基準及び伊賀市入札参加資格者格付基準に定める舗装工事のAランクの者

② 伊賀市内に支店、営業所等を有する者で、伊賀市建設工事等発注基準及び伊賀市入札参加資格者格付基準に定める舗装工事のAランクの者

(11) 基準日が平成30年4月30日以降の経営規模等評価結果通知書における舗装工事の平均完成工事高が15,000,000円以上の者、又は国、特殊法人等又は地方公共団体発注の、16年度以降完成の元請（企業体の場合は構成員でも可）として請負金額が1件当たり10,500,000円以上の施工実績を有する者（ただし、企業体の実績は出資比率分とする）

(12) 本件工事に、建設業法第26条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の規定による監理技術者（下請契約が4,000万円未満の場合は主任技術者でも可）で、且つ、国、特殊法人等又は地方公共団体発注の舗装工事において、元請で単独又は企業体の構成員として、主任技術者又は監理技術者の施工経験を有する者を専任で配置できる者（監理技術者有資格者として現場代理人の経歴を有する者の配置は可とする）

(13) 本件工事に、伊賀市建設工事標準請負契約約款第10条に規定する現場代理人を常駐配置できる者

(14) 施工機械（モーターグレーダー・アスファルトフィニッシャー・マカダムローラー・タイヤローラー）を所有又は3年以上のリース契約をし、常時使用可能であること。

なお、『舗装工事参加資格確認書』、所有又はリースの確認できる書類の写しを一般競争入札（総合評価方式）入札参加確認申請書【ガイドライン様式第2号】に添付すること。

※平成31年度（令和元年度）中に、所有又はリースの確認できる書類を提出した者は、年度内は書類提出を省略できることとし、『舗装工事参加資格確認書』のみ提出すること。

4 入札参加資格確認申請書及び設計図書等

(1) 提出書類

ア 一般競争入札（総合評価方式）参加資格確認申請書【ガイドライン様式第2号】

イ 履行実績書【ガイドライン様式第2-2号】（施工実績により申請を行う者のみ）

ウ 社会保険等の加入状況が分かるもの（次の（ア）又は（イ）の書類を提出すること）

（ア） 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（ただし、審査基準日より1年7か月以内の最新のもの）

（イ） （ア）において社会保険等加入の有無欄のいずれかが「無」になっている者で、経営事項審査受審後に加入した者は、（ア）の書類に加えて加入したことが分かる書類の写し

エ 舗装工事参加確認書

※提出部数は各1部

(2) 提出書類の受付

ア 受付期間 令和元年10月23日（水）から令和元年10月29日（火）まで
午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4 ゆめが丘浄水場管理棟内
伊賀市上下水道部経営企画課

ウ 提出方法 持参による。

(3) 設計図書等の閲覧

ア 閲覧期間 令和元年10月23日（水）から令和元年11月18日（月）まで
伊賀市ホームページに掲載する。

(4) 設計図書等に対する質問

ア 提出期間 令和元年10月23日（水）から令和元年10月31日（木）まで

午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4 ゆめが丘浄水場管理棟内
伊賀市上下水道部経営企画課

ウ 提出方法 書面により持参する。

(5) 設計図書等に対する回答

ア 供覧期間 令和元年11月5日（火）から令和元年11月18日（月）まで

イ 供覧場所 伊賀市上下水道部経営企画課前掲示板及び伊賀市ホームページ

5 入札参加資格の決定

(1) 入札参加者の決定

提出された申請書等の内容について審査し、参加資格の有無について決定する。

(2) 参加資格有無の通知

令和元年10月31日（木）

(3) 参加資格有無について

参加資格無しのみ、一般競争入札（総合評価方式）入札参加資格確認通知書【ガイドライン様式第3号】により通知する。

(4) 資格がないと通知された者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領（平成19年伊賀市告示第256号）第4条に規定する苦情申立書（様式第1号）により否認理由の説明を求めることができる。

ア 提出期間 一般競争入札（総合評価方式）入札参加資格確認通知書にて通知を受けた日から起算して5日以内の午前9時から午後4時30分まで
（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4 ゆめが丘浄水場管理棟内
伊賀市上下水道部経営企画課

ウ 提出方法 持参とし、郵送は認めない。

(5) 入札の中止又は延期

伊賀市一般競争入札実施要綱第12条第3項に該当する場合は、入札を中止又は延期する場合がある。

6 工事費内訳書の提出

入札執行時に工事費内訳書の提出を求める。なお、提出のない者は入札に参加できない。

(1) 工事費内訳書について次のとおり求める。

表紙及びP1～P4

7 入札保証金及び契約保証金の納付

入札保証金は、免除とする。

契約保証金は、伊賀市会計規則第99条の規定による。

8 入札及び開札の執行

(1) 入札及び開札

ア 入札（開札）日時 令和元年11月22日（金） 午後1時30分

イ 入札（開札）場所 伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4 ゆめが丘浄水場管理棟内
伊賀市上下水道部第4会議室

- ウ 入札方法 郵便による入札（一般書留郵便・簡易書留郵便・特定記録郵便のいずれか）
- エ 入札書到着期限 令和元年11月18日（月） 必着
- オ 提出場所 日本郵便株式会社三重上野郵便局留
伊賀市上下水道部経営企画課 行
- カ 入札回数 2回を限度とする。
- (2) 談合情報があったときは、入札を中止するか、入札の直前にくじを行い、入札に参加できる者の数を減じることがある。
- (3) 審査結果に対して疑義等がある者は、第5項第4号に規定する苦情申立書により評価理由の説明を求めることができる。
- ア 提出期間 審査結果公表日から起算して5日以内の午前9時から午後4時30分まで
(閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。)
- イ 提出場所 伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4 ゆめが丘浄水場管理棟内
伊賀市上下水道部経営企画課
- ウ 提出方法 持参とし、郵送は認めない。

9 入札の無効

伊賀市会計規則第81条の規定に該当する入札は、無効とする。

10 支払条件

- (1) 前払金：有（伊賀市会計規則第43条の規定による）
- (2) 中間前払金：有（伊賀市会計規則第44条の規定による）

11 その他

- (1) 本公告に定める以外の事項は、伊賀市一般競争入札実施要綱及び伊賀市郵便入札執行要領の規定によるほか、伊賀市総合評価方式試行要領及び伊賀市総合評価方式試行に係るガイドラインによるものとする。
- (2) 資料作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (3) 一度提出された資料の修正は受け付けない。また、資料の返却は行わない。
- (4) 次の納税証明書等（入札日から起算して6か月以内のものに限る。）の提示がないと、当該入札には参加できない。
 - ア 伊賀市内に本店を有する事業者
 - (ア) すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕＝伊賀市収税課発行
 - イ 伊賀市内に支店、営業所等を有する事業者
 - (ア) すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕＝伊賀市収税課発行
 - (イ) 消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕＝所管税務署発行
- (5) 山田南地区の舗装工事は、分割工事として取扱うので、当工事を落札した業者は、当工事が完成するまで、同事業、同処理区の分割工事（同業種）については、入札に応募できない。
- (6) 本公告に関する問い合わせ先
 - 伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4 ゆめが丘浄水場管理棟内
 - 伊賀市上下水道部経営企画課
 - 電話 0595-24-0001